

大妻女子大学における競争的資金の間接経費使用に関する基本方針

平成29年1月19日

制定

1 趣旨

大妻女子大学(以下「本学」という。)における競争的資金に係る間接経費(以下「間接経費」という。)について、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、使用に関する基本方針を定める。

2 定義

間接経費とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。

3 用途

間接経費は、次の事業等に充てるものとし、具体的な用途は別記のとおりとする。

- (1) 本学の研究開発環境の改善及び研究機能の向上に係る事業
- (2) 競争的資金による研究実施に伴い、必要となる管理等経費

4 配分

間接経費は、その30%を当該競争的資金を獲得した研究者の所属する学部等に、70%を事務局に配分するものとする。

なお、学部等へ配分した間接経費に残額が発生した場合、残額は事務局で使用するものとする。

5 実績報告書の提出

毎年度の間接経費の執行状況について、「競争的資金に係る間接経費執行実績報告書」を翌年度6月30日までに文部科学省等競争的資金を所轄する省庁に提出する。

この基本方針の改廃は、常任理事会の議を経て行う。

(別記)

間接経費の主な用途の例示

当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

1 管理部門に係る経費

(1) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(2) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

2 研究部門に係る経費

(1) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(2) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(3) 特許関連経費

(4) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(5) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

(6) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(7) 設備の整備、維持及び運営経費

(8) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(9) 大型計算機(スーパーコンピュータを含む。)の整備、維持及び運営経費

(10) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

(11) 図書館の整備、維持及び運営経費

3 その他の関連する事業部門に係る経費

(1) 研究成果展開事業に係る経費

(2) 広報事業に係る経費

(注) 上記以外であっても、学長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。